**平成２３年（フ）第６７７号**
神戸市垂水区星が丘１丁目４番11号
債務者　竹川　　修
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第２１１号**
函館市上野町24番11号
債務者　中杉　健一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第２１４号**
北海道茅部郡鹿部町字本別569番地808
債務者　石川　哲彦
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第２３４号**
北海道亀田郡七飯町大川６丁目７番10号
債務者　藤木　寿枝
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第２３５号**
函館市五稜郭町17番４―406号
債務者　野澤　久美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第２３７号**
北海道亀田郡七飯町字上藤城４番地15
債務者　千葉　君子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第４４号**
群馬県館林市新宿２丁目２番12号
債務者　渡辺　　亘（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２３年（フ）第８号**
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399番地の416
債務者　園田安佐子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２３年（フ）第１１０５号**
名古屋市南区元塩町５丁目１番地の７　サン・コーポラス笠寺806号
債務者　秋戸義次郎
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１１８３号**
愛知県弥富市竹田３丁目180番地３
債務者　土肥沙矢香（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１３４８号**
名古屋市中川区江松１丁目301番地　アーバンゆき103号
債務者　鈴木　直美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１８８４号**
大阪府吹田市岸部北１丁目17番１―102号
債務者　岩下順子こと　裵　　榮順
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２２４５号**
大阪府茨木市新中条町８番19―204号
債務者　西山　則子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２２７４号**
大阪市生野区桃谷３丁目９番24号
債務者　康村富子こと　金　　伴江
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２６４０号**
大阪府豊中市熊野町４丁目15番21号、申立時の住所大阪府豊中市東豊中町６丁目６番28―106号
債務者　香川　照行
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３３３２号**
大阪市阿倍野区旭町２丁目２番４―608号
債務者　瀧本　勝幸
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部